

「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」

(匯発[2008]29 号)

(2008 年 7 月 2 日公布、7 月 14 日施行)

2008 年 9 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編

※ 本資料は、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。

国家外貨管理局 商務部 税関総署よりの「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化 弁法」の公布に関する通知

以下は通知の原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
国家外汇管理局 商务部 海关总署 汇发【2008】29号 国家外汇管理局 商务部 海关总署关于印发 《出口收结汇联网核查办法》的通知 国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门；海关总署广东分署，各直属海关；各中资外汇指定银行： 为加强出口交易与收结汇真实性及其一致性的审核，国家外汇管理局、商务部、海关总署联合制定了《出口收结汇联网核查办法》（以下简称《办法》），自2008年7月14日起施行。 现将《办法》印发，请遵照执行，并转发辖内相关机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局、商务部、海关总署反馈。 联系电话： 国家外汇管理局 经常项目管理司： (010) 68402450 资本项目管理司： (010) 68402163 信息中心： (010) 68402499 商务部财务司： (010) 65197680	国家外貨管理局 商務部 税関総署 匯発【2008】29号 国家外貨管理局 商務部 税関総署よりの「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法」の公布に関する通知 国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；各省、自治区、直辖市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務主管部門；税関総署広東分署、各直属税関；各中資外為指定銀行： 輸出取引及び外貨受取・人民元転の真实性、一致性の審査を強化するため、国家外貨管理局、商務部、税関総署が合同で「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法」（以下「弁法」と略称）を制定し、2008年7月14日より施行する。 直ちに「弁法」を發布する。これに従って執行し、所轄の関係機構へ転送されたい。執行中に問題があれば、適宜に国家外貨管理局、商務部、税関総署へフィードバックすること。 連絡先： 国家外貨管理局 經常項目管理局： (010) 68402450 資本項目管理局： (010) 68402163 情報センター： (010) 68402499 商務部財務局： (010) 65197680

海关总署监管司： (010) 65195375、65195942 科技司： (010) 65194852 中国电子口岸数据中心： (010) 85193779・13911026803 国家外汇管理局 商务部 海关总署 二〇〇八年七月二日 出口收结汇联网核查办法 第一条 为完善企业货物贸易出口收结汇管理，加强出口交易与收结汇的真实性及其一致性的核查，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本办法。 第二条 出口收结汇应当具有合法、真实的交易背景，并按照本办法规定，通过出口收结汇联网核查系统（以下简称核查系统，网址为 http://www.chinaport.gov.cn），进行出口电子数据等联网核查。 第三条 核查系统依据海关提供的企业出口货物报关单有关数据和外汇局提供的企业出口预收货款数据，结合企业贸易类别及行业特点等，产生企业与出口对应的可收汇额。 第四条 企业出口收汇（含预收货款，下同），应当先进入银行直接以该企业名义开立的出口收汇待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户收支范围由外汇局规定。 第五条 出口收汇进入待核查账户后，需	税関総署監管局： (010) 65195375、65195942 科技局： (010) 65194852 中国電子口岸データセンター： (010) 85193779・13911026803 国家外貨管理局 商務部 税関総署 二〇〇八年七月二日 輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法 第一条 企業貨物貿易輸出外貨受取・人民元転の管理を改善し、輸出取引及び輸出外貨受取・人民元転の真实性、一致性の審査を強化するため、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき、本弁法を制定する。 第二条 輸出外貨受取・人民元転は、合法、且つ事実の取引背景を有し、本弁法の規定に従い、輸出外貨受取の照合・審査システム（以下「照合・審査システム」と略称、ネット上のアドレスは http://www.chinaport.gov.cn）、輸出電子データのオンライン照合・審査を行う。 第三条 照合・審査システムは税関が提供した企業輸出貨物通関申告書の関連データ、外管局が提供した企業の輸出前受金データ、及び企業の貿易分類と業界の特徴等と併せ、当該輸出の外貨受取限度額が決められる。 第四条 企業の輸出受取外貨（前受金を含む、以下同様）は、まず銀行が当該企業名義で直接開設した輸出外貨受取照合・審査待ち口座（以下「照合・審査待ち口座」と略称）へ振り込む。照合・審査待ち口座の収支範囲は外管局が決める。 第五条 輸出受取外貨が照合・審査待ち口
---	---

要结汇或者划出的，企业应当如实填写《出口收汇说明》（见附表），连同中国电子口岸操作员 IC 卡，一并提交银行办理。 银行应当凭企业及自身操作员 IC 卡登录核查系统，对企业出口收汇进行联网核查，并按照本办法规定，在企业相应出口可收汇额内办理结汇或划出资金手续，同时在核查系统中核减其对应出口可收汇额。银行不得超过核查系统内企业出口可收汇额为其办理结汇或者划出资金手续。 第六条 一般贸易、进料加工贸易或者边境小额、对外承包出口等其他贸易项下出口可收汇额，按出口货物报关单成交总价之和确定。 来料加工贸易项下出口可收汇额，按出口货物报关单成交总价与收汇比例的乘积累加之和确定。 预收货款项下可收汇额，按企业依有关外债管理规定办理预收货款登记情况，结合企业出口收汇及其所属行业特点等确定。出口买方信贷项下企业提前收汇，纳入该企业预收货款可收汇额管理。 第七条 按规定不需办理货物报关项下的出口收汇，进入待核查账户后需要结汇或者划出资金的，除本办法第五条规定的单证外，企业还应向银行提供盖有银行业务公章的涉外收入申报单正本和邮寄货物清单。银行登录核查系统，记录对应的涉外收入申报号和收汇金额后办理。	座に入金された後、人民元転もしくは引出しの必要がある場合、企業は「輸出外貨受取説明」（添付一をご参照）の記入を確実にし、中国電子通関操作員 IC カードと共に銀行へ提出し、手続を行う。 銀行は企業及び銀行自身の操作員 IC カードを以って、照合・審査システム上で、企業輸出受取外貨のオンライン照合・審査を行い、本弁法の規定に従い、企業の輸出外貨受取限度額の範囲で人民元転もしくは資金引出し手続を行う。同時に照合・審査システムで当該企業の相当する外貨受取限度額を減額する。銀行は照合・審査システムでの企業輸出外貨受取限度額を超えて、人民元転もしくは資金引出しを行ってはならない。 第六条 一般貿易、進料加工貿易もしくは小額国境貿易、対外負請輸出等のその他貿易項目下の外貨受取限度額は、輸出貨物通関申告書の取引総額の合計で確定する。 来料加工貿易項目下の輸出外貨受取限度額は、輸出貨物通関申告書の取引総額と外貨受取比率の積の合計で確定する。 前受金項目下の外貨受取限度額は、企業の関連外債管理規定に基づいた前受金登記状況によって、企業の輸出外貨受取及びその業界の特徴と併せ、確定する。バイヤーズ・クレジット項目下の企業の事前受取外貨は、当該企業の前受金外貨受取限度額に組み入れて管理する。 第七条 規定に基づく貨物通関申告不要項目下の輸出外貨受取の場合、照合・審査待ち口座に入金し、人民元転もしくは資金引出しの必要がある場合、本弁法第五条で定めた書類以外に、企業は銀行へ銀行の業務公印を押捺した対外収入申告書の原本及び郵送貨物リストを提供しなければならない。銀行は照
--	---

代理进出口业务应当由代理方负责出口和收汇，其收结汇按照本办法规定进行联网核查。如需原币划转给委托方的，应当在联网核查后划入代理方经常项目外汇账户，再按照境内外汇划转管理有关规定办理。委托方收取代理方原币划转时，不得进入其待核查账户，不再办理联网核查手续。 出口押汇、无追索权的福费廷和出口保理等贸易融资项下出口收结汇，按照本办法规定进行联网核查。 第八条 企业因故申请将出口收汇退回境外的，按照外汇局出口收汇核销管理有关退赔外汇的相关规定办理。 第九条 银行和企业可根据业务需要，向所在地中国电子口岸制卡分中心申领操作员IC卡，取得相应授权。企业可凭其操作员IC卡登陆核查系统，查询与出口对应的可收汇额。 第十条 外汇局应当加强对银行和企业办理出口收结汇的现场和非现场检查，对违反外汇管理规定的，依据《中华人民共和国外汇管理条例》及其他相关规定予以处罚。商务部门应当加强对外贸易经营权的备案管理，促进对外贸易规范发展，对违反对外贸易管理规定的，依据有关法律、法规予以处罚。海关进一步加强出口货物监管，规范企	合・審査システムにアクセスし、相当する対外収入申告番号と外貨受取金額を記入して、手続を行う。 代理輸出業務は、代理者側が輸出及び外貨受取を行うべきで、その外貨受取・人民元転は、本弁法の規定に従い、オンライン照合・審査を行う。外貨を委託者側へ振り替える必要があれば、オンライン照合・審査を行った後、代理者側經常項目外貨口座へ送金し、国内外貨振替管理の関連規定に従って行う。委託者側が代理者側よりの外貨振込みを受け取る際、照合・審査待ち口座に入金することはできず、オンライン照合・審査は行わない。 輸出買取、ノンリコースのフォーフェイティング及び輸出ファクタリング等の貿易融資項目下の輸出外貨受取・人民元転については、本弁法の規定に従って、オンライン照合・審査を行う。 第八条 企業が事情によって輸出受取外貨を国外へ戻す場合、外管局の輸出受取外貨照合管理の外貨返金、賠償関連規定に従って行う。 第九条 銀行及び企業は業務上の必要に応じて、所在地中国電子口岸カード作成センターへ操作員ICカードの作成を申請し、操作の権限を得る。企業はその操作員ICカードで照合・審査システムへアクセスし、輸出に相当する外貨受取限度額を確認する。 第十条 外管局は銀行と企業への輸出外貨受取・人民元転の現場、非現場検査を強化し、対外貨管理規定に違反する場合、「中華人民共和国外貨管理条例」及びその他関連規定に従って処罰する。商務部門は対外貿易経営権の届出管理を強化し、対外貿易の規範化を促進させ、対外貿易管理規定違反する場合、関係法律、法規に基づいて処罰する。税関は輸出
--	---

业出口申报行为，对违反海关法规定的，依据《中华人民共和国海关法》、《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》予以处罚。 第十一条 具有对外贸易经营权的个人出口收汇及具有对外贸易经营权的保税监管区域内企业经营非保税货物的出口收汇，适用本办法。 第十二条 本办法由国家外汇管理局、商务部、海关总署负责解释。 第十三条 本办法自 2008 年 7 月 14 日起实施。以前规定与本办法不一致的，以本办法为准。 附件一： 出口收汇说明	貨物の監督管理を更に強化し、企業の輸出申告行為を規範化し、税関規定に違反する場合、「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国税関行政处罚实施条例」に基づいて処罰する。 第十一条 對外貿易經營權を有する個人の輸出外貨受取、及び對外貿易經營權を有する保税監督管理地域内の企業の非保税貨物の経営による輸出外貨受取に対し、本弁法を適用する。 第十二条 本弁法について、国家外貨管理局、商務部、税関総署が解釈責任を負う。 第十三条 本弁法は 2008 年 7 月 14 日より実施する。以前の規定が本弁と一致しない場合は、本弁法に従う。 添付一： 輸出外貨受取説明
--	--

付属文書は以下のアドレスよりダウンロードができます。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,46&id=4

(仮訳作成 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング)